

令和2年10月7日
福島県農林水産部畜産課

野生イノシシにおける豚熱の感染に伴い設定した 移動制限区域の解除について

1 概要

令和2年9月9日、会津若松市で野生イノシシにおける豚熱（CSF）の感染が確認されたことから、国の「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該イノシシの発見場所から半径10km以内を「移動制限区域」と設定していたところです。

9月17日、会津地域（会津地方及び南会津地方）における飼育豚へのCSFワクチン接種は終了したものの、移動制限区域内において、接種を除外（※）したワクチン未接種豚が存在していたため、CSFの感染リスクが高いとして移動制限を継続中でした。

〔 ※接種除外豚：初回接種時点において、20日以内にと畜場へ出荷する
予定となっている豚等。 〕

10月6日、移動制限区域内におけるワクチン接種除外豚の出荷が完了したことにより、国と協議のうえ、本日、移動制限区域を解除しました。

2 その他

- (1) 県全域における飼育豚へのワクチン接種については、10月中の完了に向けて実施中です。
- (2) 県では、引き続き、県内の養豚農場に対して、飼養衛生管理基準の遵守や野生鳥獣の侵入防止に係る指導を行い、養豚農場におけるCSFの発生予防に万全を期します。
- (3) 報道関係者の皆様におかれましては、養豚農場等での取材は本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むようご協力をお願いします。

（お問い合わせ先）

農林水産部畜産課 主幹 山本
電話024-521-7362
内線：3227